

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年6月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール補給水系原子炉ウェル側注入弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・補修。	D	
2	3号機	主排気塔入口伸縮継ぎ手カバー取付部において、腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
3	3号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置のタービン補機冷却系熱交換器注入流量計前弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
4	3号機	タービンバイパス管(C)ドレン管水位(高)検出元弁廻りの保温材の一部にはがれが認められたため、当該箇所を補修。	D	
5	4号機	圧力抑制室内の点検において、ナット2個(外径約6mm)、ワッシャー2個(外径約14mm)及び番線1本(約15cm)が発見されたため、当該品を回収。	D	
6	4号機	原子炉ウェル廻りでの作業において、作業員が梯子を上る際にフードマスク用バッテリーパックが背籠に引っ掛かり、同バッテリーパックカバー留め具が破損しウェル内へ落下したため、当該部品を回収。	C	
7	12号廃棄物処理設備	高電導度廃液系受タンク(B)出口流量計点検において、計器の指示精度外が認められたため、当該流量計変換器を交換。	D	
8	その他	1号機復水脱塩装置樹脂購入において、契約担当箇所に依頼前に、直接メーカーに発注したことが確認されたため、対応検討。	C	
9	その他	一次水処理装置前処理設備分離槽(A)ごみ付着防止板(発砲スチロール)に破損が認められたため、当該板を交換。	D	
10	その他	一次水処理装置前処理設備分離槽(B)ごみ付着防止板(発砲スチロール)に破損が認められたため、当該板を交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353